

## 選定にあたって判断要素とする項目

要素		考え方
1	年齢 (R8.9.1現在)	港区附属機関等の設置及び運営に関する基準第5条第4項に基づき、各年代層の意見を反映できるよう、委員の年齢構成に配慮します。
2	在住地区	区民参画手続ガイドラインに準じて、区民の多様な意見を反映させるため、地域のバランスに配慮します。
3	環境審議会の委員経験	区民の多様な意見を反映させるため、港区附属機関等の設置及び運営に関する基準に規定する任期内（連続する在任期間は8年）であった場合も、在任期間を考慮します。
4	区の附属機関等の委員経験	様々な区民に区政と関わる機会を設け、区民の多様な意見を反映させるため、区の附属機関等の委員経験を考慮します。
参考	性別	港区男女平等参画条例第10条(附属機関等への男女平等参画の機会確保)に基づき、同条例第12条第1項に規定する行動計画に定める数値目標（50%）を達成するよう、委員の男女構成に配慮します。